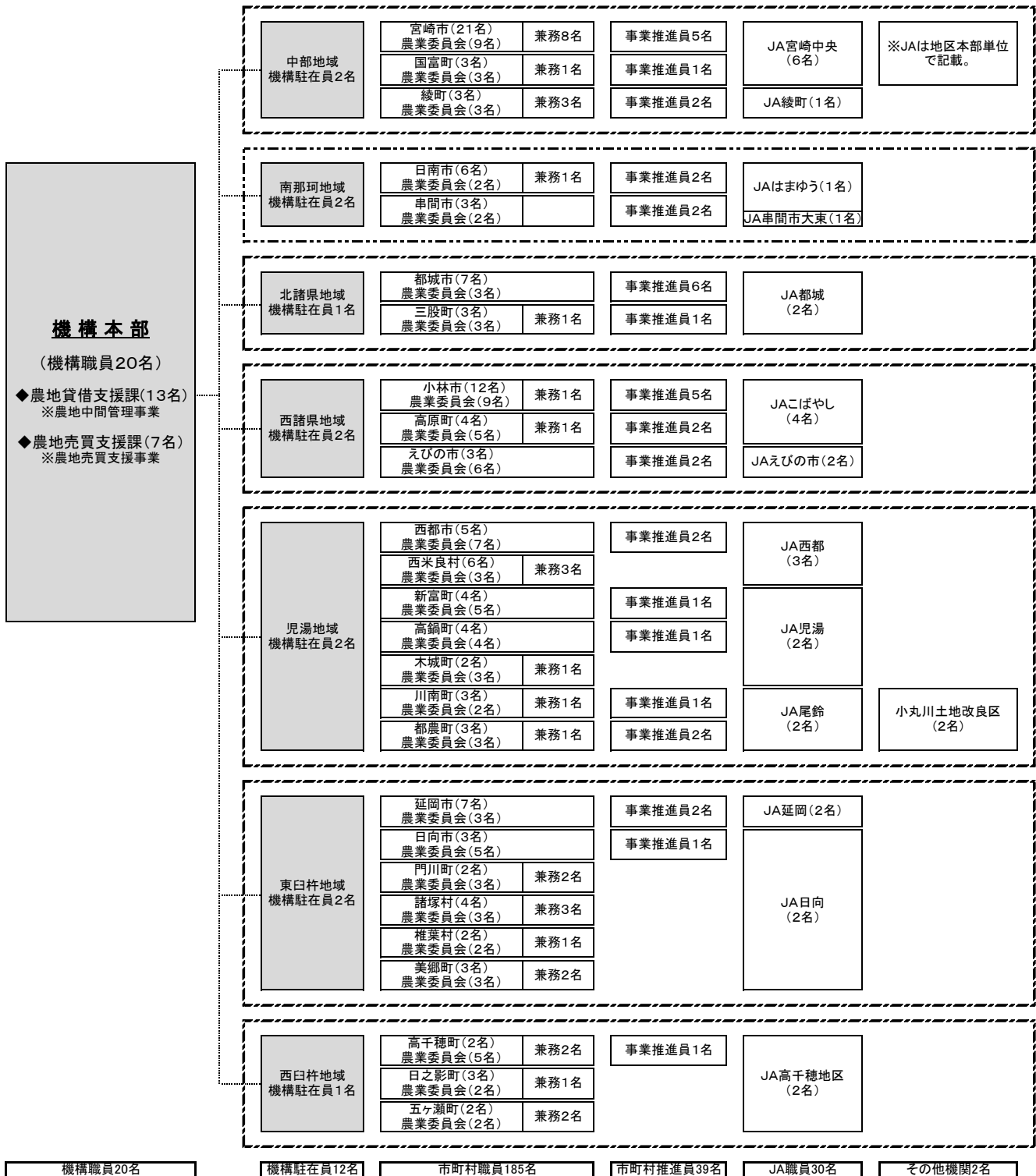


宮崎県農地中間管理事業実施体制

令和 8年8月

◆機構は、県内7地域に機構駐在員を配置し、各市町村に設置してある「農地集積・集約地域推進チーム」と連携を図りながら、それぞれ担当業務を実施している。



◆農地中間管理事業関係職員数

○機構本部20名

【機構本部の役割】

- ・農地の集積・集約化推進
- ・農地中間管理事業の各種事業に関する業務
- ・農地中間管理権を有する農用地等の賃借料管理
- ・利用権設定等の手続き事務
- ・農地の売買に関する業務(特例事業)

○機構駐在員12名

【機構駐在員の役割】

- ・事業の推進
- ・利用権設定等の申請書類確認
- ・賃借料の延滞対策、未収金の回収
- ・地域計画の支援

○市町村224名 ○JA等32名

【市町村・農業委員会・JA等の役割】

- ・相談窓口、説明業務
- ・農用地等の状況及び利用に関する情報提供
- ・農用地利用集積等促進計画(案)の作成
- ・権利設定農用地の管理
- ・機構関連農地整備事業及び利用条件改善業務
- ・機構及び関係機関等との連絡調整